

1 特定高性能農業機械の種類と類別

種類 \ 類別		I	II	III	IV	V
トラクター		30PS級 (25～34PS)	40・50PS級 (35～54PS)	60・70・80PS級 (55～84PS)	90PS級以上 (85PS以上)	
乗用型田植機		植付条数 4～5条	植付条数 6条	植付条数 8条	植付条数 10条	
防除用動力散布機	動力噴霧機	薬液吐き出し量 30ℓ/分以上 55ℓ/分未満 有効散布幅 15m未満	薬液吐き出し量 55ℓ/分以上 100ℓ/分未満 有効散布幅 15m以上	薬液吐き出し量 100ℓ/分以上 200ℓ/分未満 有効散布幅 15m以上	薬液吐き出し量 200ℓ/分以上 有効散布幅 15m以上	
	スピードスプレー	薬液吐き出し量 20ℓ/分以上 50ℓ/分未満	薬液吐き出し量 50ℓ/分以上 70ℓ/分未満	薬液吐き出し量 70ℓ/分以上 100ℓ/分未満	薬液吐き出し量 100ℓ/分以上	
コンバイン		自脱型 刃幅 0.8m以上 1.2m未満	自脱型 刃幅 1.2m以上 1.6m未満	自脱型 刃幅 1.6m以上	普通型 刃幅 0.8m以上 2.5m未満	普通型 刃幅 2.5m以上
ハーベスター	フォーレー ジハーベスター	直装式又は 半直装式 刃幅 1.0m以上 1.2m未満	けん引式、 直装式又は 半直装式 刃幅 1.2m以上 1.5m未満	けん引式又は 直装式 刃幅 1.5m以上	乗用型 刃幅 2.1m以上	
	ビーンハー ベスター	刈取り条数 1条	刈取り条数 2条			

2 特定高性能農業機械の導入に関する目標

特定高性能農業機械の導入は、導入する者の農業経営、地域の農業構造等の実情に応じた導入方式による計画的な導入を推進し、その性能に応じた利用規模の確保を通じての効率的利用により、生産性の向上及び生産コストの縮減を図り、もって農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目的として行う。

(1) 平成30年度における特定高性能農業機械の種類別利用面積

特定高性能 農業機械の種類	地 目	地目別面積 (ha)	特定高性能 農業機 械の類別	類別ごとの 利用面積 (ha)	地目別面積に対する類 別ごとの利用面積割合 (%)
トラクター	田	21,400	I	7,700	36.0
			II	4,200	19.6
			III	1,280	6.0
			その他	8,220	38.4
	畑	3,070	I	1,965	64.0
			II	760	24.7
			III	180	5.9
			IV	15	0.5
			その他	150	4.9
	草 地 (飼料作)	238	I	95	39.9
			II	70	29.4
			III	24	10.1
			IV	15	6.3
			その他	34	14.3
	乗用型田植機	田	13,000	I	7,800
II				1,900	14.6
III				1,300	10.0
IV				260	2.0
その他				1,740	13.4
動力噴霧機	田	13,000	I	2,000	15.4
			II	1,300	10.0
			III	300	2.3
			その他	9,400	72.3
	畑	3,070	I	910	29.6
			II	400	13.0
			III	60	2.0
			その他	1,700	55.4

特定高性能農業機械の種類		地目	地目別面積 (ha)	特定高性能農業機械の類別	類別ごとの 利用面積 (ha)	地目別面積に対する 類別ごとの利用面積割 合 (%)
スピード スプレヤー	果樹園	3,850	I	1,380	35.9	
			II	200	5.2	
			III	50	1.3	
			IV	20	0.5	
			その他	2,200	57.1	
コンバイン	田	13,100	I	5,800	44.3	
			II	2,700	20.6	
			III	2,200	16.8	
			IV	270	2.1	
			V	30	0.2	
			その他	2,100	16.0	
ハーベスター	フォーレー ジハーベス ター	草地 (飼料作)	238	I	85	35.7
				II	110	46.2
				III	23	9.7
				その他	20	8.4
	ビーンハー ベスター	田	50	I	30	60.0
				その他	20	40.0

(2) 特定高性能農業機械の利用規模の下限 (単位: ha)
ア トラクター

区分 地域名	田			畑				草地				備 考
	I	II	III	I	II	III	IV	I	II	III	IV	
全地域	3	5	7	5	8	11	15	収穫調整用機械との組合せにより決まる。				①樹園地については普通畑に準ずる。 ②次の場合には、類別の大きいトラクターの導入について検討する。 ア 特に高い動力を要する作業または重粘な土壌のほ場における利用。 イ 8度以上の傾斜地における利用。 ウ 気象条件及び複合的作付条件等による作業期間の短い場合における利用。

イ 乗用型田植機

区分 地域名	田			
	I	II	III	IV
全地域	5	9	1 2	1 4

ウ 防除型動力散布機

①動力噴霧機

②スピードスプレーヤー

区分 地域名	田			畑		
	I	II	III	I	II	III
全地域	3	5	8	3	5	8

果樹園			
I	II	III	IV
4	5	6	8

エ コンバイン

区分 地域名	田					
	水 稲				大豆	
	I	II	III	IV	IV	V
全地域	6	9	1 4	1 4	1 1	2 5

オ ハーベスター

①フォーレイジハーベスター

②ビーンハーベスター

区分 地域名	草 地		
	I	II	III
全地域	8	1 4	2 3

区分 地域名	田
	I
全地域	9

3 計画の期間

平成26年度から30年までの5年間とする。ただし、新たな計画が公表されるまでの期間にあっては、この計画によるものとする。

4 特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件その他特定高性能農業機械の導入を効率的に行うために必要な条件の整備に関する事項

(1) 導入するべき者の備えるべき条件

ア 特定高性能農業機械の大きさに対応した利用規模の下限以上の作業面積が確保されていること。

①購入又はリースにより導入する場合は、「2 特定高性能農業機械の導入に関する目標」に示す特定高性能農業機械の種類ごとに、それぞれの大きさに対応した利用規模の下限以上の作業面積等を確保すること。

②レンタルにより導入する場合は、作業面積が、特定高性能農業機械の種類ごとの大きさに応じて下式により算出した1日当たり作業可能面積等以上であること。

$$1日当たり作業可能面積等 = 1日の作業時間 \times 実作業率 / 作業能率$$

注 1 実作業率は、1日の作業時間のうちほ場等内作業時間の割合

2 作業能率は、1ha当たりの作業必要時間

イ 特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者がいること。

ウ 経営改善（労働時間の低減、農業所得の増加等）の達成が見込まれること。

主として農業に従事しているものがある経営であって、労働時間の低減、農業所得の増加等経営改善の達成が見込まれること。

①主として農業に従事している者は、15歳以上の農家世帯員のうち、「農業のみに従事している者」及び「農業以外の仕事に従事していても、年間労働従事日数の過半を農業に従事している者」とする。

②経営改善を達成する見込みについては、特定高性能農業機械を導入しようとする農業者が、別紙1の「経営改善目標の作成について」に基づいて作成した経営改善目標が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する高知県知事が認める「高知県農業経営基盤強化促進に関する基本方針」及び同法第6条に規定する市町村が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に即し、適切であると認められることが必要である。

なお、補助事業等により特定高性能農業機械を導入する場合は、当該事業の事業計画の作成によって経営改善の達成が見込まれるものとする。

(2) ほ場条件、栽培管理条件及び関連機械施設条件

ア ほ場条件

(単位：ha)

地目	平成25年度において下記のほ場条件整備の基準を備えている面積	左の基準に基づく整備予定面積					平成30年度において下記のほ場条件整備の基準を備えている面積
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
田	9,988	25	25	25	25	25	10,113

特定高性能農業機械を導入する場合には、ほ場条件が問題であり、特にほ場の大きさ、農道の整備、地下水位の高さ、用排水の関係、ほ場の団地化等の条件が整備されなければならないので、ここでは次の条件の整備基準を示すこととする。

ほ場条件整備の基準

① 共通

- (ア) ほ場は、実作業率を高めるよう可能な限り団地化されていること。
- (イ) 道路よりほ場への進入部分及びほ場内に深さ20cm以上の溝がないこと。
- (ウ) ほ場の均平化が図られるとともに、作業の障害物が除去されていること。
- (エ) 農道は特定高性能農業機械単体だけでなく、作業機を装着又は、けん引した場合においても、その走行に支障がないよう路面が整備されているとともに、幅員、交差部隅切り、橋が整備されているほか、田面からの高さ及びほ場進入路について、その走行に支障のないよう整備されていること。

② 田

- (ア) 土壌の硬さは、トラクター等の作業可能範囲の硬さ以上であること。
- (イ) 区画の形状は原則として長方形であり、その大きさは20～30アール程度に整備されていること。

③ 畑

- (ア) 区画の形状は原則として長方形であり、機械による効率的な作業が行えるようにその大きさは大区画に整備されていることが望ましい。
- (イ) ほ場の傾斜度は、おおむね、畦立栽培では6度程度、平畦栽培では10度以下であり、長辺が等高線に沿っていることが望ましい。

④ 果樹園

- (ア) 区画の形状及び大きさは、高性能農業機械の能率的な作業の実施に留意して定められていること。
- (イ) ほ場の傾斜度は、8度以上の斜面にあっては、樹列間に園内耕作道が階段状に設置され、樹木は斜面に栽培されていること。また、園内耕作道を連結する連絡道が設置され、その傾斜は8度以下であること。

⑤ 草地

- (ア) 区画の形状及び大きさは、草地は波状地が多いので、機械の耐傾斜性を考慮して区画を設定することが望ましい。
- (イ) ほ場の傾斜度は、安全保持の観点から、おおむね12度以下であることが望ましい。
- (ウ) 湿地牧野等を改良して造成した草地にあっては、排水工事が実施されていること。

イ 栽培管理条件

特定高性能農業機械の年間稼働時間を増大させるとともに、作業効率を高めるため、次の諸条件が整っていること。

地 目	作 目	栽 培 管 理 条 件 整 備 の 基 準
田	水 稻	<p>(1) 集団的な栽培体系がとられ、作付体系・品種・作期・肥培管理等が適正かつ計画的に行われていること。</p> <p>(2) 1 集団は、1 区分（耕区）が同一の水系に属するか、又は同一の水利慣行が行われていることが望ましい。</p> <p>(3) 病虫害防除の時期が著しく異ならないよう、区画のまとまりごとに作物の種類と耕種法が揃えられていることが望ましい。</p> <p>(4) 田植機の利用に当たっては、コンバイン等の収穫作業が効率良くできるよう栽植条間が均一で、刈幅に適合したものであること。</p>
田 畑	野 菜 大 豆 雑 穀	<p>(1) 作物毎に集団的な栽培体制がとられ、作付体系・品種・作期・肥培管理等が適正かつ計画的に行われていること。</p> <p>(2) 排水対策が講じられていること。</p> <p>(3) 刈取刃の著しい摩耗又は破損のないようほ場内の石礫が除去されていること。</p>
果樹園	果 樹	<p>(1) 立木仕立果樹園の場合は、散布作業が容易かつ安全に行えるとともに、農薬の散布効果が上がるよう適正な植栽で、その樹形が整えられていること。</p> <p>(2) 棚作りの場合は、棚の高さが散布作業に支障のないよう整備されているとともに、支柱、控線等が散布作業等の障害とならないよう整備されていること。</p>
草 地	飼料作物	<p>(1) 収穫時期が競合しないよう草種、品種を選定し、収穫時期が長期となるような作付計画が立てられていること。</p> <p>(2) 碎土、整地等が十分に行われ、ほ場の均平化が図られているとともに適度に鎮圧されていること。</p> <p>(3) 畦立て栽培は避け、できるだけ平畦栽培とする。</p> <p>(4) 傾斜草地では、降雨等による土砂の流亡が起きやすいので、適切な肥培管理に努めること。</p>

ウ 関連機械施設条件

関連機械施設名	関連機械施設条件整備の基準
格納施設	<p>(1) トラクター、作業機等の日常整備に必要な部品及び工具等が整備されていること。</p> <p>(2) 施設の床面積は、トラクター、作業機及び装備品（以下「トラクター等」という。）の格納所要床面積に、トラクター等の装備品の交換、脱着作業に必要な面積、トラクター等の日常点検に必要な面積並びに床面の形状と出入口の位置等に応じた通路面積を加えたものであり、かつ、その床面積に見合う格納施設の年間所要経費（施設の減価償却費、修理費、資本利子、租税公課及び保険料）が格納するトラクター等の購入費の総額に比較して妥当なものであること。</p> <p>(3) 施設の出入り口は、その高さがトラクター等の高さに応じたものであること。</p> <p>(4) 格納施設の付帯施設として、工具置場、洗車施設、ホイスト等が併置されていることが望ましい。</p> <p>(5) 農薬及び農薬調合用資材の倉庫、農薬計量器並びに資材運搬車等が準備されているほか、付帯施設としてシャワー室が併設されていることが望ましい。</p>
給水・防除関係施設	<p>(1) 動力噴霧機又はスピードスプレーを使用する場合は、そのタンク容量、薬液吐き出し量等に見合った能力を持ち、かつ、作業に便利な位置に農薬混合槽及び給水施設（水道、水そう等）が準備されているか、又は適切な能力を持つ給水車が準備されていること。</p> <p>(2) 水源の水量は、8時間以内に防除機械のタンク20杯以上を一杯にすることができる量とし、その給水能力は5分以内に防除機械のタンクを一杯にすることができるものであること。</p>
運搬施設	<p>(1) 田植作業の場合は、苗を効率的かつ安全に運搬するための運搬車及び運搬用具（苗棚等）が田植機の能率に合わせて準備されること。また、作業ほ場への距離が長い場合は、田植機の運搬車が準備されていることが望ましい。</p> <p>(2) コンバイン収穫の場合は、収穫物を速やかに乾燥貯蔵施設まで運搬できるよう運搬車又は運搬用具が準備されていること。</p>
乾燥調製施設	<p>(1) コンバイン収穫の場合には、その収穫量に見合った適正な規模の乾燥機又は乾燥調製施設が設置されていること。</p> <p>(2) 共同乾燥施設にあつては、搬入される収穫物の荷受調整用として、通気設備を有する原料一時貯留タンクが設置されていることが望ましい。</p> <p>(3) 乾燥施設に発生する塵埃を除去し得る集排塵装置が設置され、また、騒音もその環境に応じて一定の限度以下に抑えることが望ましい。</p> <p>(4) 火災に対する安全装置や運転者に対する人身事故にも十分注意すること。</p> <p>(5) 熱風温度、含水率等の測定装置が準備されていること。</p> <p>(6) 共同乾燥施設の設置場所の選定に当たっては、農協事務所や穀物倉庫などと近接することが運営上好都合である。 しかし、騒音や塵埃等の公害問題を起こさないよう、民家から離れた地点（約100m以上）で崖崩れや地盤沈下、或いは風水害等天災地変の恐れがない場所を選定する。</p>
園芸施設	<p>施設内への出入り及び施設内の回行に支障のない間口及び軒高であることが望ましい。</p>

5 特定高性能農業機械の導入及び利用に関する事項

(1) 特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

ア 農業機械作業従事者研修の実施

農業情勢の変化、農業機械化の進展等に即し、農業者に対する新技術の習得、技術の向上等の適切な研修を計画的に実施するとともに、研修の内容によっては、民間企業、農業団体等研修機関施設との連携・分担に努める。

研修の種類	平成25年度までの研修修了者の数	研 修 計 画					平成30年度までの研修修了者の数
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
農作業安全研修	8,485	60	60	60	60	60	8,785

イ 農業機械士等の認定計画

地域名	農業機械士等の区分	平成25年度までの認定者数	認 定 計 画					平成30年度までの認定者数
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
全地域	農業機械士	0	0	25	25	25	25	100

ウ 農業機械士等の養成及び配置に関する方針

農業機械化の推進に当たっては、アの研修終了者や、特定高性能農業機械等の利用技能を有すると認められた農業機械士等を地域農業の担い手として、特に農業機械の共同利用を推進する場合には、その管理者等として位置づける等その技能を活用し、農業機械・施設等の効率的な利用管理により、農業経営における農業機械経費の低減を進めるとともに、これらの者を農業機械利用集団へ配置し、農業機械の効率的利活用により、生産性の向上と農作業安全の推進に努める。

エ 県、市町村における指導体制の整備

(ア) 県の指導体制

農業機械の選定、農業機械導入後の効率的利用及び安全指導等に関して、生産組織、農家等に対する指導を強化するため、市町村、県農業協同組合中央会、県経済農業協同組合連合会、県農業機械商業協同組合及び農林水産関係各課と密接な連携のもとに、農業改良普及所、農業協同組合の営農部門等を通じて農家等に対し健全な農業機械化の指導をすすめる。

また、農業機械の適正な流通を図るため農業機械流通団体及び業者を対象に流通の合理化等について指導を行う。

(イ) 市町村の指導体制

農業協同組合の営農指導員、普及指導員等と密接な連携をとりつつ、農業機械の選定、農業機械導入後の利用等に関して、生産組織、農家等からの相談に応ずる窓口を設置する等、指導体制の整備に努め、地域の実情に応じた適正な機械化を推進する。

(2) 特定高性能農業機械の導入及び利用に際して留意すべき事項

特定高性能農業機械の導入及び利用に際しては、生産コストの縮減及び農作業安全の確保の観点から、次の点に留意する。

ア 農業機械による燃料消費量の低減に向けた適正な点検整備及び作業方法の実践

農業機械の燃料消費量の低減のための適正な点検整備及び作業方法を示した「農業機械の省エネ利用マニュアル」の普及促進を通じて、農業機械の省エネルギー利用を推進する。

また、効率的かつ安全な農作業の実施に留意し、農業機械による農作業環境（農道、ほ場等）の改善等を推進する。

イ 農業機械の効率的な稼働に向けたほ場外の移動時間の短縮等に資するほ場の面的集積の促進

ほ場の面的集積は、ほ場間の移動時間の短縮が農業機械の効率的な利用体制の構築の観点から重要であるため、地域の担い手等への農地や農作業の集積を推進する。

ウ 作物及び品種の組合せ並びに作期分散技術の導入を通じた農業機械の稼働日数の確保

作物及び品種の組合せや作期分散技術の導入により、農業機械の稼働日数を拡大する場合、「品目別生産コスト縮減戦略」等を参考として、作業が集中してしまうことがないように留意する。

6 特定高性能農業機械を使用した農作業の安全性の確保に関する事項

農業就業人口に占める女性、高齢者の割合が増え、特に高齢者による農作業事故の増加が顕著となっていることから、事故の発生実態等を踏まえた以下の取組を進め、効果的な農作業安全対策の推進を図る。

(1) 型式に合格し、又は安全鑑定基準に適合した機械の導入並びにこれらの機械の適正な利用及び管理

農業機械の導入に当たっては、乗用型トラクターの安全キャブ・フレームをはじめとして、事故の防止や事故時の被害軽減に大きな効果のある安全装置等が装備された型式検査合格機や安全鑑定適合機から選択されるよう指導する。また、導入した農業機械は、日常的な点検に加えて、農業機械整備士等による定期的な整備の実施等、適切な管理の励行を図る。

(2) 地域の実情に応じた農作業安全管理体制の整備、農作業安全指針の策定及びその周知徹底

農業者自身に高い安全意識を持たせるため、農業者が守るべき事項について、地域の実態、農作業事故の発生状況等を踏まえた農作業安全基準を策定し、その周知徹底を図る。また、農業者に対するきめ細かい安全指導・啓発が効果的に行えるよう、行政機関、農業機械の流通・利用等に係る関係機関等との連携強化を図る。

(3) 農道・ほ場等の農作業環境の点検及び危険箇所の改善並びに安全で快適な農作業現場の構築

農道、ほ場等の農作業環境の未整備等に起因する事故を防止するため、農道、ほ場等の危険箇所の把握と改善・整備に努めるとともに、道路上での事故防止に有効な低速車マーク等の危険回避資材等の装着を指導する。また、事故の未然防止につながる安全・快適で働きやすい農作業環境の整備を図る。

(4) 女性、高齢農業者等の個々の安全知識や機械操作技術レベルに応じた研修・講習会の実施による安全意識の啓発

農業機械の利用者の不注意、利用技術の未習得等に起因する事故防止を図るため、機械の安全利用技術研修の実施等、農業者に対する安全意識の啓発指導に努めるとともに、複数人での作業の実施、緊急連絡用の携帯電話の所持等を推進する。

また、広報啓発活動として春と秋に農作業安全運動推進月間を設定し、ポスター等による農業者の農作業安全意識の高揚を図る。

(5) 道路交通及び雇用労働者の保護に関する関係法令等の周知徹底

乗用型農業機械の道路走行時や運送時の事故防止を図るため、道路運送車両法、道路交通法等の周知及びその順守を徹底する。また、労働安全衛生法等の関係法令の周知・徹底により、雇用者の労働環境にも配慮して農作業事故の防止を図る。

(6) 農作業事故の発生実態及びその原因の把握・分析並びにこれらの情報の効果的な活用

様々な情報源を利用した農作業事故の発生実態・原因の迅速かつ正確な把握と分析に努め、それらの情報を関係機関及び農業者へ効果的に発信することにより、安全意識の啓発を図る。

(7) 農業機械作業事故防止及び労災加入の促進のための指導体制の整備

県は関係官公署、農業機械関係団体、農業団体等との密接な連携のもとに本運動の効率的な推進を図るとともに、農業災害に関する補償制度の周知に努め、労働者災害補償保険への加入を促進する。

7 その他特定高性能農業機械の導入に関し必要な事項

(1) 修理整備体制の整備

ア 整備施設の設置

(参考)

地域名	平成29年度における施設数		
	大型	中型	小型
全地域	11	44	6

平成24年度における施設数		
大型	中型	小型
11	44	6

イ 点検整備等の体制に関する指導の方針

- ① 近年の高性能・大型化した農業機械の普及や、中古農業機械の需要増加に鑑み、その効率的利用と適正な流通を促進するため、農業機械整備施設標識掲示要領に基づき、設置基準による分類呼称の標識の提示を承認し、農業機械の適正な整備条件を確保するとともに、中古農業機械の適正な性能、安全性等の確保に必要な知識及び整備技能を習得させるための研修を実施する。
- ② 農業機械の保守点検整備に関する農業者の知識及び技術水準を高めるため整備施設の技能者に農業機械の安全対策、安全整備について農業者の自主的な点検整備が励行されるよう指導体制の充実を図る。

(2) 組織的利用に関する事項

特定高性能農業機械は、その稼働可能面積が、一般的に個別農家の経営面積より大きいことから、経営規模の大きい農家や、作業受託による利用規模の大きい農家等を除いては組織的な利用を行う必要がある。

機械利用組織としては、①農家集団による共同利用、②農業機械銀行方式等による組織的受託、③農協等農業サービス事業体による集団利用に大別されるが、それぞれの形態は機械の管理運営上長短があり、また地域の諸条件により影響される要素が多いので、利用組織の組織化及びその運営等に当たっては、次に述べる事項を総合的に検討するものとする。

① 農家集団による共同利用

- (ア) 農業機械の共同利用を主たる目的とし、特定高性能農業機械の大きさに対応した利用規模以上の作業面積が確保され、特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者がいる集団であって、特定高性能農業機械の利用の合理化により個別農家の経営改善が見込まれることが望ましい。

共同利用を行う農家集団にあつては、既に所有している農業機械を含めた全体的な有効利用についての調整があらかじめ当該集団によって行われることが望ましい。

② 受託組織及び農協等農業サービス事業体

- (ア) 特定高性能農業機械の大きさに対応した利用規模以上の作業面積が確保され、特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者の確保等により、農業サービスを受ける農業者の経営改善が見込まれることが望ましい。
- (イ) 農業機械の管理運営を直接行う農協等事業体にあつては、受託者の受託面積の拡大及び受託者の資質向上について配慮されていることが望ましい。

(3) 特定高性能農業機械以外の利用規模の目安

(単位：ha)

機 種	機械の大きさ	利用規模の下限面積
トレンチャー	8ps以下	1.4
	8ps～15ps（自走式・歩行型）	2.2 畑(1)
	15ps以上（搭載式）	3.0 畑(1)
歩行型田植機	2条	1.4
	4条	2.6
	6条	3.4
動力噴霧機	可搬式	0.3
バインダー	1条刈	1.0
	2条刈	1.5
脱 穀 機		1.8
大豆脱粒機 (ビーンスレッシャー)	300kg級（定置式）	1.2
	500kg級（自走式）	2.6
堆肥散布機	300kg級（自走・歩行式）	5.7
	500kg級（自走・乗用式）	6.8